全Ｌ協保安・業務Ｇ７第２４号

令和７年４月１７日

正会員　各位

(一社)全国ＬＰガス協会

ＬＰガス料金の透明化・取引の適正化に伴うＬＰガスの適切な流通に向けた

国土交通大臣への要望書の提出について(お知らせ)

ＬＰガスの商慣行是正に向けた液石法改正省令(令和６年４月２日公布)が令和７年４月２日に全面施行されました。

令和６年７月２日に施行された過大な営業行為の制限につきましては、施行後も賃貸住宅を管理する不動産業者等からクーラー等の無償貸与及び紹介料等を強要する行為が後を絶ちませんが、ＬＰガス販売事業者はそれを受け入れれば液石法改正省令の罰則適用もありうる一方、不動産業者には何らの規制もないという不均衡な状態に陥っています。

この度、この現状を是正すべきとして、本年４月１５日に山田会長及び髙橋流通委員会委員長から中野国土交通大臣に対して別添のとおり、不動産業界に対する法令遵守体制の強化等に向けた取組みについて要望をいたしましたのでお知らせいたします。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：笠間、瀬谷(孝)